政令第九十九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
財務大臣　鈴木　俊一

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「二十六分の一」を「六十五分の三」に改め、同項第三号中「三十六分の一」を「三十分の一」に改め、同項第四号中「十二分の一」を「十分の一」に改め、同条第七項中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「三十六分の一」を「三十分の一」に改め、同項第三号中「十二分の一」を「十分の一」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

文部科学大臣　末松　信介
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百一号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十四号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令（令和三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間」を「次の各号に掲げる期間」に、「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第三学年から第六学年まで」を「当該各号に定める学年」に改め、同条に次の各号を加える。

一　令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号において同じ。）の第三学年から第六学年まで

二　令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間　小学校の第四学年から第六学年まで

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

文部科学大臣　末松　信介
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百二号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第三十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五千億円」を「五百億円」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎